

平成25年度高知県人事委員会業務の状況

1 職員の競争試験及び選考の状況

職員の任用は、地方公務員法第 15 条において任用の根本基準として「受験成績、勤務成績その他の能力の実証に基づいて行わなければならない。」とされている。このため、職員採用上級試験等 5 種類の採用試験と、巡査部長昇任試験等 3 種類の昇任試験を実施している（警察官の昇任試験の実施については、警察本部長に委任）。

また、医師、獣医師等の競争試験によることが不適当な職の採用及び一般職員等の昇任（警察官の昇任試験を除く。）については、選考によって行うこととしている。

なお、平成 16 年度からは、身体障害者を対象とした職員採用選考試験も実施している。

(1) 採用試験

平成 25 年度の採用試験の実施状況は、次のア～ウの各表のとおりである。

各採用試験の受験者数は、上級試験 889 名（対前年 1.2% の減）、中級試験 29 名（対前年同数）、初級試験 256 名（対前年 4.8% の減）、警察官 466 名（対前年 8.1% の増）となっている。

受験者の増加に向けて、引き続き新聞、ラジオ、テレビ、インターネット（ホームページ、携帯サイト（平成 20 年度作成）等マスメディアを活用した広報活動を積極的に行うとともに、ホームページについては、現役職員からのメッセージを充実させるなどして業務の周知に努めている。

また、地元大学での説明会の開催や公務員就職説明会への職員の派遣、県外で開催される就職相談会への参加などを実施しており、今後も受験者の確保に努めていくことが必要である。

あわせて、質の高い優秀な人材を確保するためには、魅力ある職場づくりも欠かすことができないものであることから、任命権者も、人材の育成・活用、勤務環境の整備などに努めることが重要である。

ア 試験の実施方法等

人事委員会の行う採用試験の種類及び試験の実施内容等は、次のとおりである。

試験の種類	試験の程度	試験方法	
		第1次試験	第2次試験
上級	大学卒業程度	(行政・TOSA以外) 教養試験 専門試験 (行政・TOSAのみ) 記述式試験 論文試験	論文試験 集団討論 個別面接 適性検査 身体検査
中級	短期大学卒業程度	教養試験 専門試験	論文試験 集団討論 個別面接 適性検査 身体検査
初級	高等学校卒業程度	教養試験 専門試験(技術のみ) 論文試験(技術以外)	論文試験 集団討論 個別面接 適性検査 身体検査
警察官 A (男性・女性)	大学卒業程度	教養試験 身体検査 体力試験	論文試験 集団討論 個別面接 適性検査 身体精密検査
警察官 B (男性・女性)	高等学校卒業程度	教養試験 小論文試験 身体検査 体力試験	作文試験 集団面接 個別面接 適性検査 身体精密検査

(注) 1. 警察官A(男性)及びB(男性)の第1次試験は、警視庁(東京都)、大阪府警察本部及び兵庫県警察本部と共同で実施している。

2. 警察官の試験区分のうちAは大学卒業者、Bはその他の者を対象とする(以下、各表について同じ。)。

イ 実施日程

平成25年度の採用試験は、次の日程により実施した。

試験の種類	試験公告	受付期間	第1次試験	第2次試験	合格発表
上級 (行政・TOSA)	4月12日	4月15日 ～5月7日	5月26日	7月27日～ 8月5日	8月30日
上級	4月26日	5月7日 ～5月23日	6月30日		
上級 (特別募集)	1月14日	1月14日 ～1月28日	2月9日	2月22日～ 2月23日	3月10日
中・初級	7月16日	8月19日 ～9月3日	9月29日	11月2日～ 11月6日	12月4日
警察官 A (男性・女性)	4月12日	4月15日 ～5月23日	7月14日	8月8日～ 8月14日	9月4日
警察官 B (男性・女性)	7月16日	8月19日 ～9月3日	10月20日	11月11日～ 11月15日	12月5日

ウ 採用試験の実施状況

平成25年度の採用試験の実施状況は、次のとおりである。

(ア) 上級試験

(単位 人)

選択志望職種 (事務職種)	申込者数	受験者数			合格者数			倍率	採用者数 (26.4.1現在)		
		男	女	計	男	女	計		男	女	計
行政	243	168	411	182	130	312	10	15	25	—	10
	23	32	55	20	25	45					15
警察事務	6	16	22	5	13	18	2	6	8	—	2
	71	52	123	47	36	83					4
学校事務	22	30	52	17	26	43	2	4	6	—	2
	166	124	290	126	103	229					4
小計	271	214	485	204	169	373	14	25	39	9.6	14
行政・TOSA	253	146	399	202	125	327	4	6	10	32.7	4
土木	30	8	38	23	6	29	5	2	7	4.1	5
土木(特別募集)	39	8	47	32	7	39	5	2	7	5.6	5
建築	6	4	10	2	3	5	0	2	2	2.5	0
農業	21	13	34	17	12	29	4	4	8	3.6	4
林業	13	2	15	11	2	13	3	2	5	2.6	3
水産	11	1	12	9	1	10	2	0	2	5.0	2
化学	13	8	21	12	7	19	1	2	3	6.3	1
電気	10	1	11	9	0	9	2	0	2	4.5	2
保健師	1	19	20	1	14	15	0	6	6	2.5	0
社会福祉(児童福祉)	2	8	10	2	6	8	1	1	2	4.0	1
社会福祉(心理)	2	6	8	2	6	8	1	1	2	4.0	1
医療リーシャルワーカー(県立病院)	0	5	5	0	5	5	0	1	1	5.0	0
合 計	672	443	1,115	526	363	889	42	54	96	9.3	42
											51
											93

(注) 選択志望職種の各試験区分の欄中、上段が第一志望、下段が第二志望である。

(イ) 中級試験

試験区分	区分	申込者数			受験者数			合格者数			倍率	採用者数 (26.4.1現在)		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計		男	女	計
司書		9	27	36	8	21	29	1	3	4	7.3	1	3	4

(ウ) 初級試験

試験区分	区分	申込者数			受験者数			合格者数			倍率	採用者数 (26.4.1現在)		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計		男	女	計
選択志望職種 (事務職種)	行政	70	65	135	66	57	123	3	9	12	—	0	8	8
		43	26	69	40	23	63							
	警察事務	21	28	49	21	26	47	3	7	10	—	3	6	9
		31	28	59	28	24	52							
	学校事務	48	31	79	43	26	69	6	8	14	—	5	4	9
		56	63	119	54	57	111							
	小計	139	124	263	130	109	239	12	24	36	6.6	8	18	26
	土木	13	1	14	9	1	10	3	1	4	2.5	2	1	3
	林業	7	0	7	7	0	7	1	0	1	7.0	0	0	0
	合 計	159	125	284	146	110	256	16	25	41	6.2	10	19	29

(注) 選択志望職種の各試験区分の欄中、上段が第一志望、下段が第二志望である。

(工) 警察官

a 高知県志望者

(単位 人)

区分 試験区分		受験者数	合格者数	倍 率	採用者数 (26. 4. 1現在)
A	男性	208	49	4. 2	40
	女性	47	5	9. 4	4
B	男性	178	32	5. 6	27
	女性	33	9	3. 7	6
合 計		466	95	4. 9	77

b 他団体志望者 (共同実施分)

(単位 人)

志望団体	区分	採用予定者数	受験者数			合格者数
			第1志望	第2志望	合 計	
東 京	A	3	1	56	57	1
	B	2	3	35	38	1
大 阪	A	3	2	52	54	3
	B	2	1	52	53	1
兵 庫	A	3	5	64	69	2
	B	2	2	49	51	2
合 計		15	14	308	322	10

工 試験成績の開示請求の状況

(単位 人、 %)

試験区分	第 1 次 試 験			第 2 次 試 験		
	開示対象者	請求者	請求率	開示対象者	請求者	請求率
上 級	665	42	6. 3%	128	40	31. 3%
中 級	21	2	9. 5%	4	2	50. 0%
初 級	172	9	5. 2%	43	11	25. 6%
警察官	255	10	3. 9%	116	32	27. 6%
計	1, 113	63	5. 7%	291	85	29. 2%

(注) 1. 上記は、高知県個人情報保護条例第23条の規定に基づく口頭による開示請求の状況である。

2. 第1次試験の人数には、第2次試験受験者で最終合格決定日までに辞退した者を含む。

(2) 採用選考

次に掲げる場合の採用は、選考によって行っており、平成25年度の採用選考の実施状況は、下記の各表のとおりである。

- ・4等級（係長級）以上の職へ採用する場合
- ・技能職へ採用する場合
- ・国又は人事委員会を置く他の地方公共団体の試験の合格者を、当該職と同等以下の職に採用する場合
- ・かつて職員であった者をその者の任用されていた職と同等以下の職に採用する場合
- ・現に国等の職員である者を当該職と同等以下の職に採用する場合
- ・試験を行っても十分な競争者が得られない職又は順位の判定が困難な職に採用する場合
- ・前各号のほか、人事委員会が競争試験によることが不適当であると認める場合

ア 一般職員

(身体障害者を対象とした採用選考試験による採用については、ウで別途計上)

(単位 人)

職の等級 職種		1等級	2等級	3等級	4等級	5~7等級
事務系	一般事務		1	1		2
	管理主事等		4	7	5	2
	計		5	8	5	4
技術系	医師		1	2	6	
	獣医師					4
	林業			1		
	建築		1			
	研究員					3
	看護師					42
	その他			1	2	9
計		2	4	8	58	
合計		7	12	13	62	
任命権者委任分(医師)						15

(注) 医師の5等級以下の職への採用については、任命権者に選考を委任していることから、人事委員会の実施した選考分と区別し、「任命権者委任分(医師)」として個別計上した。

イ 警察官

(単位 人)

階級 職種	警部以上	警部補	巡査部長	巡査
警 察 官	10	3	3	8

ウ 身体障害者を対象とした採用選考試験

障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき、身体障害者の雇用の促進を図ることを目的として採用選考試験を行った。その実施状況は、次のとおりである。

(単位 人)

区分 試験区分	受験者数	合格者数	倍率	採用者数 (26.4.1現在)
行政 (初級試験相当)	16	3	—	3
	0			
学校事務 (初級試験相当)	0	1	—	1
	16			
合 計	16	4	4.0	4

(注) 行政及び学校事務の受験者数は、上段が第一志望、下段が第二志望である。

(3) 昇任試験

昇任試験は、警察官についてのみ行っており、巡査部長、警部補、警部の各階級について実施している。

合否は、筆記試験、口述試験及び術科試験の結果並びに勤務成績等の評定結果に基づき、決定している。

平成 25 年度の警察官の昇任試験の実施状況は、次のとおりである。

(単位 人)

区分 職種	受験者数	合格者数	倍 率
警 部	一般試験	85	13
	専門試験	27	1
警 部 補	一般試験	150	49
	専門試験	49	7
巡査部長	一般試験	338	70
	専門試験	19	5
合 計	一般試験	573	132
	専門試験	95	13

(4) 昇任選考

職員の任用に関する規則第6条に定める職への昇任及び警察官の任用に関する規則第9条に規定する場合の昇任は、それぞれ選考により行っている。

平成25年度の昇任選考の実施状況は、次のとおりである。

ア 一般職員

(単位 人)

職の等級 職種	1等級	2等級	3等級	4等級
事務	19	29	54	25
技術	4	26	56	48
合計	23	55	110	73

(注) 5等級及び6等級への昇任については、任命権者に選考を委任している。

イ 警察官

(単位 人)

階級 職種	警視	警部	警部補	巡査部長
警察官	12(5)	(17)	10(17)	16

(注) () 内は退職時昇任の数である。

2 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

■職員の給与等に関する報告及び勧告（平成25年10月15日）の骨子

1 月例給、ボーナスともに改定の必要なし

- (1) 月例給は、職員が民間を下回っていることが認められたが、その較差は極めて小さい（262円、0.07%）
- (2) ボーナス（期末手当・勤勉手当）は、民間の特別給の支給割合と職員の支給月数がおおむね均衡

2 給与構造改革における経過措置額を廃止

平成26年度は2分の1（上限1万円）を減額し、平成27年4月1日に廃止

3 初任給の改善

県内民間事業所や他の都道府県と比べ低位にある初任給の改善を検討することが必要

1 民間給与との比較

県内108事業所の4,025人の個人別給与を実地調査（調査完了率 93.1%）

【月例給】 職員と民間従業員の4月分給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、年齢、学歴を対比させて精密に比較（ラスパイレス方式）

民間給与（A）	職員（行政職）の給与（B） (平均年齢 43歳4月)		較差（A）－（B） ((A-B) ÷ B × 100)
352,102円	減額措置前	351,840円	262円 (0.07%)
	減額措置後	351,780円	322円 (0.09%)

(注) 「減額措置後」は、平成25年4月1日時点における部長級の管理職手当の10%減額後の額

(参考) 平成25年7月1日から新たな給与の減額措置が実施されたが、当該措置が同年4月1日に実施されたものとしたときの額を試算すると、330,605円となる

【ボーナス】 昨年8月から本年7月までの1年間の民間の支給実績（支給割合）と職員の年間支給月数とを比較

	高知県		(参考) 国	
	民間の支給割合	職員の支給月数	民間の支給割合	職員の支給月数
平成25年	3. 8 3月	3. 8 5月	3. 9 5月	3. 9 5月

2 改定の内容

給与構造改革における経過措置額について、平成26年度は経過措置額として支給されている給料の2分の1（上限1万円）を減額して支給し、平成27年4月1日に廃止

3 給与に関する報告事項

(1) 月例給

ア 職員の給与が民間給与を下回っているが、その較差は極めて小さなものであり、月例給の改定を行わないことが適当

イ 紙与構造改革における経過措置額については、職員の受給状況や国家公務員に対する措置が廃止されることを考慮し、激変緩和措置を講じたうえで廃止することが適當

(2) 初任給

優秀な人材を確保する観点から、県内民間事業所や他の都道府県と比べ低位にある初任給について改善を検討することが必要

(3) 期末手当・勤勉手当

民間の特別給の支給割合と職員の支給月数がおおむね均衡していることから、支給月数の改定を行わないことが適當

(参考) 一般の職員の場合の支給月数（年間 3.85 月）

		6ヶ月期	12ヶ月期
平成 25 年	期末手当	1.20 月	1.35 月
	勤勉手当	0.65 月	0.65 月

(4) 紙与制度の総合的見直し

人事院が紙与減額支給措置終了後に実施することを表明した紙与制度の総合的見直しについては、今後の国の動向を注視していくことが必要

(5) その他の紙与に関する事項

勤務実績の昇給への反映については、その前提となる人事評価における評価の客観性や安定性、被評価者の納得性などが重要であり、制度や運用の充実に引き続き努力していくことが必要

4 公務運営に関する報告事項

(1) 人事評価制度

引き続き、評価の客観性や安定性、被評価者の納得性などを高めていくことが必要であり、制度の趣旨や実施方法などが職員全体に理解されるよう、研修や評価に関わる面談の機会などを通して理解を深めるとともに、制度や運用全般について、常に工夫や改善の余地がないかといった視点を持ち、取り組むことが必要

(2) 総実勤務時間の短縮

ア 時間外勤務の縮減

縮減に向けた様々な取組にもかかわらず、県政上重要な課題への対応等により時間外勤務は増加傾向も見られ、なお業務の進め方の工夫・改善などに努めることが重要

各任命権者のそれぞれの実情に応じて、なお一層、きめ細かに縮減に向けて取り組むとともに、管理的地位にある職員は、適切な勤務時間管理に努めることが必要

時間外勤務の多い職場については、その要因の把握に努め、組織的に縮減に取り組むことが重要

イ 年次有給休暇の取得促進

管理的地位にある職員をはじめ職員一人ひとりが休暇を取得しやすい職場環境の整備に努めることが必要

(3) 健康管理

引き続き、職員の健康管理に関する取組を推進することが必要

特に、メンタルヘルス対策については、重点的な取組が必要であるため、予防から再発の防止に至るまでの各段階に応じた有効な対策に取り組むとともに、働きやすい環境づくりに向けて職員一人ひとりの意識を高めることが重要

(4) 職業生活と家庭生活の両立

引き続き、育児休業等を取得しやすい環境の整備に取り組むとともに、母性保護に関する取組や男性職員の育児参加を促進することが必要

次世代育成支援行動計画（後期計画）については、措置状況の公表が求められている趣旨等からも、引き続きその実現に向けた有効な対策に取り組むことが必要

特に、男性職員の育児休業の取得促進については、国の動向を参考にしながら、取得しやすい環境の整備を着実に進めが必要

なお、人事院が意見の申出を行った配偶者帯同休業制度については、今後の国の動向に留意することが必要

(5) 良好的勤務環境の確保

セクシュアル・ハラスメントについては、その性格上水面下のものとなりがちなることなどもあり、引き続き意識の啓発、相談制度の一層の周知などに努めていくことが必要

パワー・ハラスメントについては、指導との線引きが難しいケースもあり、研修の更なる充実などにより管理職員等の意識の向上に取り組むとともに、相談制度の一層の周知などに努めていくことが必要

(6) 雇用と年金の接続

国家公務員においては当面、現行の再任用制度を活用することが閣議決定され、地方公務員においても必要な措置を講ずるよう要請がなされたことから、本県においても再任用制度の適正かつ円滑な推進が必要

各任命権者においては、再任用制度を職員に周知するとともに、希望や意欲等を適切に把握し、培ってきた能力や経験が生かせる職務への配置に努めることが必要

今後、再任用職員の増加が見込まれるとともに、国においては、段階的な定年の引上げも含めた再検討が予定されていることから、職員全体のモチベーションの確保等を念頭に置いた中長期的な人事管理の在り方の検討が必要

給与水準等の見直しについては、人事院が、来年の職種別民間給与実態調査で再雇用者の実態を把握したうえで検討を進めるとしており、その動向を注視

5 適正な給与の確保

本年7月から職員の給与の減額支給措置が実施されているが、職員の給与は、本来、地方公務員法に定める給与決定原則により決定されるべきものであり、減額支給措置が終了する平成26年4月以降は、本来あるべき給与水準が確保されるよう強く要望

3 職員の勤務条件に関する措置の要求の状況

職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、人事委員会に対して地方公共団体の当局により適當な措置がとられるべきことを要求することができる。人事委員会は、措置要求がなされたときは審査を行い、事案を判定し、その結果に基づいて自らこれを実行し、又は当該事項に関し権限を有する地方公共団体の機関に対し、必要な勧告を行うこととされている。

平成 25 年度における措置要求とその処理状況は、次のとおりである。

措置の要求件数及び処理状況

(1) 一般事案

ア 県分

(単位 件)

前年度末 係属数 (A)	年 度 内 要求数 (B)	計 (C) (A+B)	処 理 状 況						年 度 末 係属数 (C-D) 計 (D)		
			却下	取下	打切	判 定					
						棄却	一部 認容	全部 認容			
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

イ 市町村等からの受託分

(単位 件)

前年度末 係属数 (A)	年 度 内 要求数 (B)	計 (C) (A+B)	処 理 状 況						年 度 末 係属数 (C-D) 計 (D)		
			却下	取下	打切	判 定					
						棄却	一部 認容	全部 認容			
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

(2) 爭議事案（県分）

(単位 件 (事案))

前年度末 係属数 (A)	年 度 内 要求数 (B)	計 (C) (A+B)	処 理 状 況						年 度 末 係属数 (C-D) 計 (D)		
			却下	取下	打切	判 定					
						棄却	一部 認容	全部 認容			
1,101(1)	0	1,101(1)	0	0	0	0	0	0	0	1,101(1)	

※ 係属数は、昭和 43 年の 1,101 件 (1 事案) の大量事案である。

4 職員に対する不利益処分に関する不服申立ての状況

職員が任命権者から懲戒その他その意に反すると認められる不利益な処分を受けたと思うときは、地方公務員法第49条の2の規定により人事委員会に対して不服申立てをすることができる。

人事委員会はその不服申立てを受理したときは、事案を審査し、その結果に基づいて、その処分を承認し、修正し、又は取り消し、及び必要がある場合においては、任命権者にその職員の受けるべきであった給与その他の給付を回復するため必要かつ適切な措置をさせる等、その職員がその処分によって受けた不当な取扱いを是正するための指示をすることとされている。

平成25年度における不服申立てとその処理状況は、次のとおりである。

不服申立て件数及び処理状況

(1) 一般事案

ア 県分

(単位 件)

前年度末 係属数 (A)	年度内 申立数 (B)	計 (C) (A+B)	審理状況			処理状況					年度末 係属数 (C-D) (D)	
			準備手続	口頭審理	計	却下	取下	打切	判定			
									処分承認	処分修正	処分取消	
3	0	0	0回	0回	0回	0	0	0	0	0	0	0

※ 年度末係属数は、昭和41年以前の3件である。

イ 市町村等からの受託分

(単位 件)

前年度末 係属数 (A)	年度内 申立数 (B)	計 (C) (A+B)	審理状況			処理状況					年度末 係属数 (C-D) (D)	
			準備手續	口頭審理	計	却下	取下	打切	判定			
									処分承認	処分修正	処分取消	
1	0	1	3回	3回	6回	0	0	0	0	0	0	0

(2) 爭議事案(県分)

(単位 件(事案))

前年度末 係属数 (A)	年度内 申立数 (B)	計 (C) (A+B)	審理状況			処理状況					年度末 係属数 (C-D) (D)	
			準備手續	口頭審理	計	却下	取下	打切	判定			
									処分承認	処分修正	処分取消	
5,283(15)	0	5,283(15)	0回	0回	0回	0	0	0	0	0	0	0

※ 係属数は、昭和60年以前の5,283件(15事案)の大量事案である。

正誤表

下記のとおり、人事委員会業務概要（平成 26 年 4 月）に誤記がありましたので訂正いたします。

・正誤箇所

P 36、5 任用（3）昇任試験の平成 25 年度合格者数及び倍率（警部を除く）

誤

(単位 人)

職種	年度 区分	24			25		
		受験者数	合格者数	倍率	受験者数	合格者数	倍率
警 部	一般試験	92	15	6.1	85	13	6.5
	専門試験	32	3	10.7	27	1	27.0
警 部 補	一般試験	167	32	5.2	150	49	3.1
	専門試験	49	3	16.3	49	7	7.0
巡査部長	一般試験	350	42	8.3	338	70	4.8
	専門試験	24	4	6.0	19	5	3.8
合 計	一般試験	609	89	6.8	573	132	4.3
	専門試験	105	10	10.5	95	13	7.3

正

(単位 人)

職種	年度 区分	24			25		
		受験者数	合格者数	倍率	受験者数	合格者数	倍率
警 部	一般試験	92	15	6.1	85	13	6.5
	専門試験	32	3	10.7	27	1	27.0
警 部 補	一般試験	167	32	5.2	150	18	8.3
	専門試験	49	3	16.3	49	2	24.5
巡査部長	一般試験	350	42	8.3	338	36	9.4
	専門試験	24	4	6.0	19	4	4.8
合 計	一般試験	609	89	6.8	573	67	8.6
	専門試験	105	10	10.5	95	7	13.6